**申請・届出の手引き**

**（再開の届出）**

**居宅介護支援 編**

****

**令和６年４月版**

**浅口市　健康福祉部　高齢者支援課**

**再開の届出（居宅介護支援）について**

　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業を再開した場合は、１０日以内に、様式第二号（五）「再開届出書」及び添付書類を、浅口市高齢者支援課へ１部提出する必要があります。

　なお、事業を再開する場合、再開内容によっては、事前に提出する必要があります。（詳細は、浅口市高齢者支援課へお問い合わせください。）

　事業の再開に係る届出には、当該事業に係る下記書類を添付してください。

　ただし、休止期間・休止状況によっては、下記以外の添付書類等が必要になる場合がありますので、提出に当たっては、事前に浅口市高齢者支援課へお問い合わせください。

　○再開に係る届出の添付書類（従業者に変更がない場合も、添付してください。）

　　・指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項【付表第二号（十一）】

　　・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）

　　・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（標準様式７）

　　・資格証の写し

　　・雇用契約書の写し

　　・申請者組織体制図（参考様式）

　　・事業所の平面図（標準様式３）

　　・専用施設の写真（外観、事務室、相談スペース、会議スペース）

　　・運営規程

　　・誓約書（標準様式６）